主 文

本件上告の申立を棄却する。

理 由

記録によれば、被告人は本件第一審判決に対し、別に控訴の申立をして控訴審の 審判を求めたものであるから、その判断に対する不服の申立でない本件申立は、不 適法である。

よつて刑訴法四一四条、三八五条により、裁判官全員一致の意見で、主文のとおり決定する。

昭和四八年一〇月一六日

最高裁判所第三小法廷

裁判長裁判官	高	辻	正	己
裁判官	関	根	小	郷
裁判官	天	野	武	_
裁判官	坂	本	吉	勝
裁判官	江	里口	清	太 隹